

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、独立行政法人都市再生機構西日本支社長から次のとおり公共測量を終了した事について通知がありました。

平成二十五年十月十五日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（三級基準点測量及び四級基準点測量）
- 二 測量の地域 大和郡山市西野垣内町地域
- 三 測量の終了年月日 平成二十五年九月三十日